

全国生活保護裁判連絡会第8回総会・ 交流会の お礼とご報告

1995年に京都で第1回（設立）総会を開催し、数えて第8回目の総会・交流会を北陸路の森の都金沢市で開催することができました。金沢市社会保障推進協議会及び金沢大学関係者の方々を中心とする地元の皆さんとの全面的なご支援、ご協力によって、金沢市の石川県文教館に全国から110人の参加を得て当初の目的を達することができました。

午前中はまず現在最高裁に係属中の金沢高訴訟を紹介していただき、ついで特別報告として本年2月28日に最高裁において逆転勝訴した児童扶養手当不支給処分取消訴訟と3月22日に大阪地裁で勝訴した佐藤生保訴訟の勝利報告を担当弁護士から受けました。昼食の後、午後からは3つの分科会に分かれ、各分科会ともやや盛りだくさんのテーマで討議・意見交換を行いました。どの分科会も充実した報告と活発な意見交換がなされ、時間不足のため多少消化不良で終わった点はいつもながら反省点として残りました。

私たちは8回にわたる総会・交流会を開催地の運動ないし事件と結びつけながらテーマを設定するとともに、全国的な取組や裁判の流れを踏まえた内容で組み立ててきました。今年は金沢地裁及び名古屋高裁金沢支部で画期的な勝訴判決を勝ち取り、国が上告したため現在最高裁において継続中の金沢高訴訟を総会の冒頭で紹介してもらいました。

高真司さん本人と弁護団の代表である奥村回弁護士の対談形式で、高さんの訴訟に対する思いや日常生活を紹介していただきました。奥村弁護士のインタビューで巧みな（あるいはユーモラスな）高さんに対する質問は、半ば漫才風の部分もあり、肩肘を張らずに高さんの思いを参加者に伝えることができました。寝返りすら打てない高さんが、ボランティアの援助によってようやくアパートでの生活が成り立っている現状を踏まえれば、高さんが月額2万円の共済年金を介護費に使えないという福祉事務所の処分に怒りを感じ、今まで闘ってきた思いが高さんと奥村弁護士の個性とともに私たちによく伝わってきました。生保裁判連は、金沢高訴訟が最高裁において近々判決を迎えるであろうことをにらみ、同じく最高裁に係属中の学資保険訴訟（中嶋訴訟）とともに最重要課題として位置づけています。この総会・交流会で取り組んだことが次の取組につながり、発展することを私たちは強く望んでおります。第9回総会・交流会において、金沢高訴訟と福岡学資保険訴訟の最高裁勝利報告ができる事を願っています。そして、各地で取り組まれているホームレス関係の争訟や福井県今立町、倉敷市及び京都市で相次いで発生した餓死事件などとも連携し、闘いを継続するつもりです。

最後に、金沢大会が地元の皆さんのご協力で成功裡に終わったことを重ねてお礼申し上げ、報告とさせていただきます。（事務局長 竹下義樹）

二生
保
裁
連
ユ
リ
ス

第十九号 二〇〇一年十二月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 竹下法律事務所
(075-241-1244)



野宿者に救金支給・居宅保護の道開く
～佐藤訴訟勝訴報告～

弁護士 江村智穎

(1) 事案の概要

高齢のため仕事ができず野宿を強いら、過去2度の施設入所で難聴のため入所者や職員とのコミュニケーションに支障があつた佐藤邦男さんは、アパートでの生活保護を求めましたが、大阪市立更生相談所は、何の調査もせずに施設への収容保護決定を行つた。佐藤さんはこの処分の取消を求めて提訴、今年3月22日大阪地裁は佐藤さんの訴えを認め、この収容保護決定は違法であるとして取消を命じた。

(2) 野宿生活者に対する生活保護の運用と本訴訟の意義

野宿生活者に対する生活保護の運用については、①住所がないことを理由に保護しない、②稼働能力があること（65歳未満）を理由に保護しない、③施設入所か入院しか保護しない、などの違法な運用がまかり通っていたが、①②については国も是正の指示を出さざるを得なくなつていて、③については路上からの保護はまず施設入所からと指示されている。佐藤訴訟は、③の収容保護主義の違法性を問うものである。

(3) 収容保護主義の問題点

本来、生活保護は居宅保護を原則し、収容保護は例外である（30条）。地域社会での在宅生活が自立助長の目的を達成するのにふさわしいためである。しかし、現実には収容保護が原則化している。そのため、ホームレスの急増により過剰収容など劣悪な環境での集団生活を強制される。また、収容中しか保護しないという運用は、退所や退院によって即保護廃止という運用を生み、野宿生活への逆戻りという過酷な結果をもたらす。

(4) 本判決の意義①

「野宿からの居宅保護を認めらるゝ」の意義に照らすと要保護者が現に住居を有しない場合であつても、そのことによつて直ちに居宅保護ができないと解することはできな

いとして居宅保護への道を開いた。判決は、野宿者への保護開始に当つて、本人の希望、身体面・精神面の状況、施設内容、住宅確保の可能性などを考慮すべきとし、個別事情に応じて居宅保護の可能性を認めるとともに、その場合の敷金支給も認めた。

(5) 本判決の意義②

「退院・退所即保護廃止の是正」

退所などにあたつては、福祉事務所は①保護の変更・廃止など被保護者の状況の変化があつたときは速やかに連絡するよう更生施設を指導すること、②連絡があつたときは、被保護者に直接面接するなどして、被保護者が真に保護辞退の意思を有しているかどうか、保護廃止した場合に急迫した状況に陥るおそれがないかどうか調査し、その結果に基づいて保護廃止を決定すべきとした。

本判決は、現場の違法な行政運用を正面から否定するものであり、重大な意義がある。残念ながら、大阪市と国が控訴したため、舞台は高裁に移された。野宿生活者が人として尊重され人間らしい待遇を

受けるためには本訴訟の意義はきわめて大きいと思う。ともに勝利をめざして頑張つていきたい。

「当たり前の事を当たり前に」「国際的なレベルで人権保障を考えなければ

れならない」～児童扶養手当訴訟勝訴報告～

弁護士 三重利典

この京都訴訟の概要としては、未婚のまま子供を出産した女性が国から支給される児童扶養手当を受け、女手一つで子供を育てていた。支給と並行して女性は子供の父親に認知を求めていたが、拒否されつづけ、ようやくのことでの認知を受ける事ができたがその途端、児童扶養手当の支給がストップしてしまった。子の認知が離婚による場合ならば養育費が支払われていても児童扶養手当はそのまま継続されるが、それが婚外子ならば支給が止められるという不合

理で差別的な扱いについて、京都府知事を相手に児童扶養手当支給停止の取消しを求める裁判を起こした。

第1審において京都地方裁判所はまず、児童扶養手当法の趣旨や目的、各規定の文言並びに法制定時の国会答弁や付帯決議等を分析しましたが、当時の厚生省は控訴を強要した。控訴審の大坂高等裁判所では「社会保障制度の立法、政令は広い裁量に委ねられる」「認知により法律上の父に扶養請求ができるようになり、生活環境の好転があつたと評価できる」として、母子家庭がおかれ

与えているとした上で、施行令が認知の時から受給資格を否定しているのは、同法による施行

令への委任の範囲を超えており、条1項各号は、類型的にみて世

帯の生計維持者としての父によ

り違法無効と判示した。

ここで画期的なことと思われるのは、国際人権規約（自由権）

違反する旨を主張し、意見書を

出したことが国際的流れをも考

慮させたという点で大きな効果があつたということである。国際人権規約は、ブリーケス対オランダ事件（失業保険において女性には稼ぎ手である事を証明しなければならない不合理な手続き）やチフラ対モーリシャス事件（外国人の夫に対して入国権利を破棄して原告の逆転勝訴の際に厳しい審査を設ける）と

いった事件で進化されており、平等原則に違反するに対する国際人権規約の解釈論を展開した。裁量の幅が広いことを言い渡した。裁量の幅が広いことから、そして、一審敗訴、二審勝訴といふ結果になりました。どのような状況で、「父から認知された婚姻外懐胎児童を除外することは、法の委任の趣旨に反するものといわざるを得ない」と判示し控訴審

中島訴訟原告弁護団事務局長の、平田

廣志さんから、中島学資保険訴訟に

て報告がありました。どのような状況で、またどのような思いで、中島さん夫妻が子供のために学資保険をかけていた。現在、最高裁ではいつ判決がでてもおかしくない状況ですが、最高裁も含め、裁判所は行政の方ばかり見るのでなく、裁判官の眞の独立を達成して公平な裁判をしてほしい、とのことでした。

また、前の総会の補足として、弁護士の奥村回さんから、高訴訟について最高裁に對してどのような活動を行つてゐるのかという報告がありました。これからどのように活動を展開していくかについての議論では、最高裁にいくことで地元では見えにくくなつてしまますが、様々なネットワークを活かしながら署名運動やカンパなどを地道に進めていくべき、また、原告本人の声や生き様を前面に押し出し、そこから支援運動を広げていくべ

いる社会的事情をまったく無視して理屈で第1審判決を覆した。

これに対し最高裁では「法4

第1分科会 生活保護争訟の現状と課題

「第1分科会 生活保護争訟の現

状と課題」

中島訴訟原告弁護団事務局長の、平田

廣志さんから、中島学資保険訴訟に

て報告がありました。どのような状況

で、「父から認知された婚姻外懐胎児童を除外することは、法の委任の趣旨に反するものといわざるを得ない」と判示し控訴審



各分科会報

中島・高訴訟など生活保護争訟裁判について活発に論議

「第1分科会 生活保護争訟の現状と課題」

中島訴訟原告弁護団事務局長の、平田廣志さんから、中島学資保険訴訟にて報告がありました。どのような状況で、「父から認知された婚姻外懐胎児童を除外することは、法の委任の趣旨に反するものといわざるを得ない」と判示し控訴審

中島訴訟原告弁護団事務局長の、平田

廣志さんから、中島学資保険訴訟に

て報告がありました。どのような状況

で、「父から認知された婚姻外懐胎児童を除外することは、法の委任の趣旨に反するものといわざるを得ない」と判示し控訴審

中島訴訟原告弁護団事務局長の、平田

廣志さんから、中島学資保険訴訟に

きといった提案がなされました。

われました。報告では、相談内容

(ホームレス)をめぐる争

(2) 住む権利と生活保護(札幌・北川訴訟)

札幌法律事務所 猪狩康代弁護士
事案の概要として、生活保護を受けた北川さんは札幌市白石区に、ケースワーカーのアドバイスもあつて、転居先家賃実額より低い基準家賃の申告をしたと指摘され、このことが法78条の不実の申請による不正受給にあたるとされ、転居時に支払った費用を返還するよう

と請求を受けています。この訴訟の

問題点として、審査請求の提訴の期間が徒過しているとされた点が争いになつていて、そして、生活保護費の使い方を制限したり、信義誠実の原則を無視したりするような行政側の対応を挙げ、人間らしく生きることを否定する行政のやり方が問われています。また、厚労省や自治体が家賃を決めること自体妥当ではないのかという意見も出されました。現在、弁護団も強化し(竹下義樹弁護士も加入)、被告側も証務検事など国が全面的に関与してきており、負けられない裁判になっています。

(3) メール相談に見る生活保護行政の問題点 京都市役所 林直久

2000年9月からメール相談を始め、2002年8月までに寄せられた78件の相談をもとに報告が行

の分析結果から、寄せられる相談の特徴や、これらの相談から見えてきたものなどを、具体的な事例を挙げながら説明されました。相談から見えてきたものと

病院 医療ソーシャルワーカー 伍賀道子

まず、金沢市においてはホームレスの実態把握はできていないのが現状であり、支援する会

等もないとのことでした。次に金沢市はホームレスに対してどのように保護をしているかをみるために、金沢の生活保護情勢についての統計を用いた説明がありました。

その後、各地の現場の報告があり、福祉の現場は今、たいへん荒廃しているという状況がうかがえました。特に、生活保護に関する知識不足の、一部のケース

間に対する不信感や差別、とり

あえず排除しようという意識からくるものであり、人間としてとても恐ろしいものだ、と危惧されて結ばれました。

(4) ホームレス自立支援法について

笹沼弘志

ホームレスの増加を推測できるホーメレスの増加を推測できる

ことでした。最後に、城北病院におけるホームレスの受診統計から、年齢や生活状況等詳細に報告されました。その中

(3) 浜松事件

静岡大学 笹沼弘志

浜松事件とは、元ホームレスで

きちんと研修を受けたケースが満床であるため社会的入院を発生させてしまつたり、保証人が見つからぬいためにアパート

が見つからぬいためにアパートの賃貸契約ができなかつたりして、社会復帰には障壁が多いことを説明されました。総じて、

ホームレスの増加への対応について、病院側でも行政側でも真剣に考えなければならないとのことをしました。

として現在の生活保護争訟について活発に議論できました。

(2) 佐藤訴訟について

弁護士 江村智穎

佐藤訴訟についての午前中の

特別報告に二つのことを付け加えられました。一つは、佐藤さんが過去2回施設を退所した時の生活保護廃止は「辞退」であり問題がないと裁判所が判断したこと。もう一つは、損害賠償が認められなかったことです。そして、控訴審

では、被告大阪市立更生相談所長は、佐藤さんには実際に居宅準備がなかつたのだから、保護廃止の判断は結果的には間違つていなかつたと主張しており、中央官庁の考えは全く変わつていないとのことでした。そのような考えは人間に對しての不信感や差別、とり

あえず排除しようという意識からくるものであり、人間としてとても恐ろしいものだ、と危惧されて結ばれました。

(4) ホームレス自立支援法について

笹沼弘志

同法制定の背景や同法の解釈基準と位置を説明され、生活保護法との関連では、ホームレス自立支援法を生活保護行政の限界を突破するためのものとして活用していくべきであるとのことでした。

また、ホームレス自立支援法案が法として成立した今、学者としては、人権保障に結びつくような法解釈の規範性を指摘していきたい!と締めくくられました。

(3) 浜松事件

静岡大学 笹沼弘志

浜松事件とは、元ホームレスで

あつた三名の保護受給者に、浜松市福祉事務所が就労開始指示に従わなかつたとして行つた生活保護廃止処分の取り消しを求めて争つているものです。第一次審査請求では、保護廃止処分決定通知書において付記理由の不備があつたため、保護廃止処分が取り消されました。にもかかわらず、その裁決からすぐに改めて保護廃止処分通知書が再発行されたので、再度審査請求を行つています。これに対

○ ○ ホームレスへの対応の現状と理想にして対応していき、上乗せとして自立支援法を考えたらよい。

○ ギヤップがあり、行政にギヤップを埋めさせなければならない。

○ 現場のソーシャルワーカーだが、新

ホームレス新法 生けホームレスの人権保障を進めよう!

～第一分会 野宿者

法や生活保護法についてもつと勉強していきたい。

○ 新法も成立した。ホームレスの選択肢の幅を広げよう。

○ 広島での街頭相談や仮住居提供の成果等の報告など。

生活保護を最大限活用し、医療保障・介護保障の改悪をつく

～第3分科会 医療改悪、介護保険、障害者の自立と生活保護～

医療制度改悪と生活保護の課題、じ

一人暮らしを続けるための介護保障についての生活保護・介護扶助の特別基準の課題、そして障害者の自立・在宅生活と生活保護の課題について報告・検討が行われました。

(1) 医療保険改革と六ヶ月超入院の保険はずし

石川県保険医協会 工藤浩司

2002年10月から180日を越えて入院している患者の「入院基本料」部分については医療保険から外されることとなり、患者の負担となることになりました。その目的は診療報酬の包括化により、介護保険の介護水準は本来の水準にし、介護保険の水準を上げるようにしていくしかねない道を作ることだと言わっています。従来医療の分野では必要な分はすべて保険でカバーすることが基本であり、医療の平等と保

險水準が下がらないようにするために保険と自費の混合医療は禁止されていました。しかし今回の改

正により社会保険の二階建てが生まれてしまったために、お金のない人は社会的退院を余儀なくされてしまうということです。この診療報酬の定額化から混合医療の解禁、さらに営利企業への医業の解禁という流れは介護の場における介護保険への流れと同様です。

(2) 一人暮らしを続けるための介護保障を求めて（介護扶助特別基準） 在宅介護支援センターつ

ソーシャルワーカー 武田智美

大阪地裁では勝訴しましたが、

報告は、一人暮らしを切望され

ている方の介護扶助の特別基準設

立・在宅生活と生活保護につ

いて報告・検討が行われました。

した場合は全額私費という介護保

いという問題を始めとする介護保

険の制度自体に対する問題が指摘

されました。また生活保護との関

係でも受給者と非受給者との間で

のずれが大きくなるという問題点

が上げられ、それに対し生活保護

の介護水準は本来の水準にし、介

護保険の水準を上げるようにして

いくべきという意見が出されました。

(3) 障害者の自立と生活保護

岸祐司

付の介護保険をはじめとした社

会保険制度に流れていく傾向にあり、医療保険の水準が低下す

ることが懸念されるが、それをどうやつて阻止するかについて

ついての報告が行われました。

岸さんは施設から退所し一人暮

らしを始めましたが、なかなか生

活保護を受給することが出来ず、

平成8年4月1日に申請意思を示

したものかかわらず申請書を提出

した平成9年3月24日からしか

生活保護を受給することが出来な

かったため、当初の申請日からの

保護を求めて裁判を起こされまし

た。

大阪市が控訴し、大阪高裁では敗

訴、最高裁では上告棄却の判決が

下り残念な結果になつてしまいま

した。この最高裁で不当判決に終

わつてしまつた訴訟を通じて、申

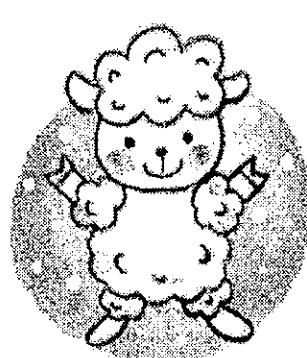
請を諦めさせるような行政側の対

応や、制度をよく知る人と、知らな

い人では受給について差があり不

平等だという意見をおっしゃいま

した。また岸さんは入院中に生活



静岡行服勝利報告

静岡大学 笹沼弘志

本年9月9日に元野宿者Nさん

(64歳)が静岡市福祉事務所長

(処分庁)による処分の取消と変

更を求めて行った行政不服審査請

求に対して、審査官静岡県知事は

訴えを認める裁決を行いました。

Nさんが野宿をしており住居がな

かつたため、申請日からではなく、アパートに入居した日からし

か保護を開始しなかつたのは違法

であり、申請日から支給せよとい

うことです。

以下この間の経緯と裁決の意義

についてご説明させていただきま

す。

【事実経過】

職を失い、心臓病に苦しみながら、生活に困窮したNさんは、昨年末から静岡市内で野宿生活を強いられていた。

しかし、心臓病と手術の後遺症による足の腫れなどに耐えきれなり、Nさんは6月28日午前に静岡市福祉事務所（生活福祉課）に生活保護を申請しようとした。Nさんは資産も収入もなく生活に困窮して野宿を強いられており、しかも病に苦しんでいることを訴え、申請の意思表示をしたが、職員は無情にもNさんを追い払つた。

しかし、Nさんの生活保護申請の意思はかたく、支援者に付き添いを依頼して同日午後再度、申請を行つた。

福祉事務所は住居を確保しないと保護ができないから住居を確保するようにNさんに命じたため、Nさんは2週間近くも野宿を強いられながら支援を受けてなんとかアパート契約にこぎ着けた。

福祉事務所はNさんは、静岡市福祉認した「7月10日」からの保護開始を決定した。

9月9日、Nさんは、静岡市福祉事務所長が申請日から保護を開始しないのは野宿者を差別する違法な処分であると県に対し行政不服審査を請求した。

11月25日県知事は、Nさんの請求を認め、申請日から保護を開始するよう処分を変更する裁決を行つた。

【静岡市福祉事務所の違法な法運用】

静岡市福祉事務所は、従来「住居がない者には生活保護は行えない」と2000年7月21日以来一貫して野宿者（ホームレスの人々）を差別する違法な行政を行つてきだ。しかも、当初は「住居がない者には生活保護も申請させない」という対応を行つていた。しかし、当事者の方たちによるねぎり強い訴えに野宿状態であつても申請は受理するに至つている。ただ、現在でも野

宿者と見るやあの手この手で申請もさせずに追ひ払うやり方は抜本的に是正されていない。それはNさんが最初に福祉事務所に行つたときに申請もさせて貰えなかつたことに現れている。

現在静岡市福祉事務所は、野宿者に対する次のような差別的法運用を行つてゐる。

野宿状態でも生活保護申請は受理するが、自分で住居を確保しない限り保護を開始しない。

保証人がいないため住居を確保できなかつた申請者は保護を却下されている。長年野宿を強いられていた高齢の女性が住居を確保できなかつたため却下されたこともある（2000年1月17日、生保申請）。

自力で住居を確保したため保護を行う」とを決定したとしても、申請日からではなく、「居住を確認」した日からないと保護を開始しない。

要するに、現在に至るまで住居もないほど困窮している野宿者に生活保護は与えないという立場を一貫してとり続けているとふう」とある。

その根拠として生活保護法30条の住宅保護の原則を上げて

て、自分の住居で保護を受けられることを原則としたものであつて、憲法13条個人の尊重を前提とした規定である。したがつて、住居がない者を保護しない理由にはならない。

【裁決の意義】

裁決は、住居がない者（ホームレスの人々、野宿者）に対しては保護は行わない」という静岡市福祉事務所の差別的な法運用を違法であると判断した。これは從来野宿者を差別的に扱つてきた保護行政の在り方を根本から否定するものであつて、画期的な意義を有する。

東京や大阪、横浜など大都市部でも、野宿者に対しては65歳未満だと障害や病気がないと保護しないといった差別的行政が行われているが、特に地方、全国の大部分の福祉事務所では住居がないと保護を行わないといふ一層差別的扱いが行われてきた。

国は、再び「ホームレスといえども一般の人と保護の要件は変わらない、と運用を是正するよう指導してきたが、静岡市を始め多くの地方では差別的運用を継続してきた。

このような全国的な野宿者に対する差別的行政を問い合わせ、本裁判決は有している。さらに注目されるのは、本裁

いと認められる場合再度路上生活に戻すことばできないので、生活保護申請時にさかのぼつて保護を状況に応じ医療機関や宿所提供開始するよう変更する裁決を行つた。施設等においてなんらかの保護等援助を図る必要がありま

す」と判断してこな」とある。これは、生活保護法上、住居の確保を図る義務が保護実施機関にあることを認めたもので、保護開始の決定を受けた。ホームレスパートを契約した7月10日になつてある。これは、本年8月7日に中の12日間分の生活保護を受け取つて公布・施行されたホームレス法である。

裁決では、「ホームレスも一般世帯と同じに扱うべきだ。住所がないなど保護を行わないと、平等の原の理由で保護を行わないと、平等の原則に反する」とした。

男性を支援する静岡大の笠沼弘志助教授（憲法専攻）によると、多くの地方これまで踏み込んで住居の確保義務を明言したものは今までないわれているといい、「差別的な保護行政を根本から否定するもので、画期的な裁決」と話す。

静岡市に住む元ホームレスのkyodo/shakai/20021128/20021128a4210.html

http://headlines.yahoo.co.jp/html?aid=20021129-00000007-main

122 行政不服審査請求、ホームレス

中の中の生活保護認める 県、静岡

2002年11月28日(木)

http://channel.goo.ne.jp/news/

男性(64)が、ホームレス中の

生活保護を認めなかつた市の處

元ホームレスの請求認める 生活保護

しと変更を求めた行政不服審査

めぐり静岡県(共同通信)

て保護を行う収容主義を否定し

しかしながらの規定は、生活保護受給者をすべて施設に収容し

て保護を行う収容主義を否定し

支給開始を遅らせたのは違法として、静岡市の元ホームレスの男性（64）が市に決定の取り消しを求めた行政不服審査請求で、静岡県は28日までに男性の主張を認め裁決を出した。市は裁決に従つて申請時にさかのぼつて支給する。厚生労働省は「生活保護を受けるための要件に住居の有無は含まれない。誤解している自治体が多く、静岡県の裁決は妥当だといえる」としている。裁決で県は、住居の有無は生活保護の要件にならないと指摘。その上で「申請時点で男性は利用し得る資産、能力などの見込みはなく、保護が必要だった」として、福祉事務所に申請日からの支給を命じた。

裁判連事務局

リバースモーゲージに異議あり！

「お年寄りに生活費融資 自宅担保に月30万円まで 年明けにも厚労省」（11月14日付「京都新聞」）によれば、低所得の高齢者に対して、自宅担保に生活費を貸付け、死亡後に不動産を売つて清算する「リバースモーゲージ」（逆担保）制度がいよいよ発足するという。生活福祉資金の一つとして制度化（長期生活支援資金）し、都道府県社会福祉協議会が事業主体となる。自治体などの反応は概ね

好意的であり制度導入に積極的なようである。しかし、この制度は、生活のもつとも基本的な基盤である居住用不動産を担保にすることや、これまで居住用資産の保有を認めてきた生活保護との関係で重大な問題をはらむものである。要綱案が入手できていないので正確な論評はできないが、これまで報道されている点などから明らかなる問題点に限つて指摘しておきたい。

1 返済するあてのない「借金」

この制度は、「融資」という体裁をとっているが、利用者は高齢者が大半であつて返済するあてがあるわけではなく、居住用不動産を処分することによる返済が制度の前提となつていて、実態は資産の取り崩しによる生活費の捻出である。

先祖から譲り受けた土地や、財産や数十年かかると貯蓄してローンを払い続けてやつと自分の中になつた居住用不動産を切り崩して、医療費や生活費の支払いに当てる制度となつてれば、清算によつて丸裸となつてしまつ。

「居住用不動産保有の否定」

保護申請時にこの制度を利用で

きる他施策（事実、生活保護の実施要領で活用すべき他法他施策として「生活福祉資金」が上げられている）となり、不動産保有者についでは居住用に使用していても

この制度を利用するように窓口で「指導」されかねない。同時に、現在自家に居住しながら保護受給している世帯が、この資金を借りるようになつて「指導」され、保護廃止などに追い込まれないか（月30万円借りることができれば保護廃止は充分可能となる）。

居住用不動産については、家屋について、新法制定時から「その家屋が普通以下のものであつて、世帯員の数も多く、適当な移転先もない場合であれば保護を受けられる」（小山「生活保護法の解釈と運用」124頁）とされ、当時においても「保護世帯497,840中、実際に182,741世帯（36.7%）が自家に居住している」（同146頁）とされていた。そして、現在の保護の実施

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがなものかという批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付護者に対して、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て保護を受けることへの批判や生前

保持を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」であつて、持ち家

の保有が否定されることになり、にとつては普遍的に起ころう

べき重大な問題点があると考へる。少なくとも、現在の生活保護制度がこのようなものまで貸付の担保に取るということは、市民個々に認めている資産容認の水準が後退しつつは資産の縮小を意味し、生

ないような解釈や運用が求められる

活基盤の脆弱化を生むことは明らかである。

以上のように、この制度には危惧

以上のようないくつかの問題点がある。すなはち、現行生活保護運用の大幅な後退と病気や生活費の問題）となればそれ

の保有が否定されることになり、にとつては普遍的に起ころう

べき重大な問題点がある。それでこそ「安心」といえるのだとある。

3 導入の背景と批判

もともと、この制度導入の背景には、不動産を保有している被保

持者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

4 その他の問題点

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがなものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがなものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがなものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがなものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがるものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがるものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがるものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがるものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがるものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがるものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがるものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがるものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがるものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物

の回収が容易ではないという問題がある。結局生活福祉資金の焦げ付

護者に対する、資産をもちらながらや不動産を取り崩して生活費に当て

保護を受けることへの批判や生前

保護を認める社会保障政策でなければならぬのではないか。それでこそ「安心」といえるのだとある。

しかし、扶養援助しなかつた子どもが

どうか。

親が亡くなつたら途端に相続をするのはいかがるものかといふ批判が存在していた。

しかし、相続は子が親を扶養したことによる見返りではない。また、日本における社会全体の資産はその半分弱が遺産によって生じているものであり（橋本俊昭「日本の経済格差」145頁）、相続は生

機関（社会福祉協議会）にとつても物